

○暴走族に対する総合対策の推進について

(依命通達)

(昭和55年1月25日
乙交発第1号
乙刑発第1号
乙保発第1号 警察庁次長
乙備発第1号
乙通発第1号)

各管区警察局長
警視総監
各道府県警察本部長
各方面本部長
東京都警察通信部長
北海道警察通信部長

暴走族（自動車等を運転し集団で最高速度違反、信号無視、整備不良車両運転等の暴走行為を行うものをいう。）に対しては、従来から各都道府県警察において取締りを中心とした対策を推進し、特に、昭和53年12月の共同危険行為等の禁止規定の新設等を内容とした道路交通法の一部を改正する法律（昭和53年法律第53号）の施行を契機に更に取締りを強化したことなどにより、相当の成果がみられたところである。

しかしながら、最近に至つて、暴走族は、暴走行為や対立抗争事案に加えて、一般市民を巻き込んだ暴力行為や、取締り警察官に対する公務執行妨害事犯を引き起こす

など、凶悪化の度合いを深めており、その根絶を図ることは、交通安全の見地はもとより、市民の日常生活の安全と平穏を確保する上からも緊急の課題である。また、暴走族の大半は少年によつて占められており、このような実態は非行防止の観点からも看過することができないものである。

こうした事態に対処し、暴走族問題の根源的解決を図るため、各都道府県警察においては、下記のとおり、警察部内はもとより、関係機関、団体等と緊密な連携を保ちつつ総合的な対策を一層推進されたい。

なお、「暴走族に対する取締りの強化について(依命通達)」(昭和49年5月25日、警察庁乙交発第2号、警察庁乙刑発第7号、警察庁乙保発第4号、警察庁乙備発第5号)は廃止する。

命により通達する。

記

第1 警察部内における総合対策の推進

1 総合体制の確立

(1) 警察本部の体制

ア 暴走族に対する対策の基本的事項を策定し、これを推進するため交通、少年、捜査、外勤、警備等の関係部門(以下「関係部門」という。)をもつて構成する「暴走族総合対策本部」(以下「対策本部」という。)を設置すること。この場合、対策本部の長には、原則として警察本部長をもつて充てることとし、各部門の任務分担及び指揮系統を明確にしておくこと。

イ 対策本部の決定に基づき実施計画を策定し、かつこれを実施するため、対策本部の下に関係部門の課長、課長補佐等をもつて構成する「暴走族対策室」(以下「対策室」という。)を設置すること。この場合、対策室の長には、原則として交通部長をもつて充てること。

なお、対策室は、必要により定期的に連絡会議を開催するなど、効果的かつ恒常的に運営されるよう配慮すること。

ウ 対策室は、必要により関係部門の担当者をもつて構成する「指揮班」、「情報班」、「捜査班」及び「補導班」を置き、警戒取締り等に関する総合的指揮、関係情報の収集と一元的管理、不法事件捜査の強化及び暴走族少年に対する補導の徹底に努めること。

(2) 警察署の体制

ア 警察署においては、暴走行為等の状況により、対策室に準じた現地本部を設けること。

イ 警戒取締り部隊の運用に当たっては、必要によりブロックごとの編成にも配慮すること。この場合、指揮系統を明確にしておくこと。

- (3) 関係都道府県警察は、暴走族の取締り等について相互に協力すること。また、管区警察局は、関係府県警察における所要の対策が推進されるよう指導・調整に努めること。

2 実態の把握及び防止措置

- (1) 暴走族に関する情報の収集及び資料化に努めるとともに、必要により関係都道府県警察に通報すること。

なお、情報収集に当たっては、特に民間協力の確保に配慮すること。

- (2) 交通、少年、外勤警察官等による日常勤務を通じての警戒監視を強化するとともに、暴走行為等の行われるおそれのあるときは、警戒取締り部隊により警告等の予防措置を講じ、暴走行為等の未然防止に努めること。

- (3) 暴走行為等の予想される場所については、通行の禁止、通行区分の指定、駐車禁止等の交通規制を行うこと。この場合、規制が確保されるよう施設、器材等の活用を図ること。

3 取締りの強化

- (1) 暴走行為等については、共同危険行為等の禁止規定の積極的適用に努めるほか、各種の取締り法令を活用し現場検挙を行うとともに、事後における捜査を徹底すること。この場合、悪質な事犯については、被疑者の逮捕、自動車の押収等強制捜査をもって臨むこと。

なお、取締りに当たっては、取締り器材等の活用を図るとともに、車両検問を積極的に実施すること。

- (2) 暴走行為等について、事後における捜査を必要とする場合は、捜査班を現場に派遣するなどして事件の究明及び処理に努めること。

- (3) 暴走族の不法改造車両に対する取締りを強化すること。この場合、改造を行った者に対する責任追及を徹底すること。

- (4) 少年に対する調査、取調べ等に当たっては、保護者、学校等に通報し、その協力を求め、適切な補導を行うこと。また、暴走族少年のうち他に非行のあるもの、又はぐ犯性の高いものについては、少年担当部課において所要の措置を

講ずること。

4 集団不法行為の防止

暴走族の暴走行為に伴い、集団不法行為、対立抗争事案等が発生し若しくは発生するおそれがあるとき、又は、これらに伴い群集がい集したときは、機動隊等の部隊による規制、排除、隔離等所要の措置を講ずるとともに、不法行為を行った者の検挙に努め、これを制圧すること。

5 暴走族グループの解散

(1) 非行集団化している暴走族グループに対しては、少年担当部課が中心となつて、その非行の究明に努め、非行事案の処理及び少年に対する補導を適切に行い、これを解散させること。

(2) 暴力団に関係のある暴走族グループに対しては、暴力団担当部課が中心となつて、その実態を解明し、グループ構成員をはじめその背後にある暴力団の犯罪についても捜査し、徹底した検挙活動を行い、これを解散させること。

(3) 常習的に暴走行為を行う暴走族グループに対しては、交通担当部課が中心となつて、集中的取締りを行い、これを解散させること。

6 行政処分に係る措置の強化

(1) 暴走族に対する運転免許の行政処分については、特に迅速かつ厳重に行うこと。

(2) 暴走族に対する処分者講習については、再犯防止というこの講習の目的の十分な認識の下に、関係部門が連携して体制を整え、合理的、効果的な内容及び方法によつて行うよう特段の努力をすること。

(3) 少年の暴走族に対する聴聞及び運転免許の行政処分の執行については、状況に応じて保護者の立ち合いを求めること。

7 その他

(1) 暴走族、及びこれに伴つてい集する群集の取締り等に当たつては、一般市民の安全を確保するとともに、警察官の受傷事故の防止に十分配慮すること。

(2) 事件処理に当たつては、検察庁等と緊密な連絡をとり、迅速、適正な処理ができるよう配慮すること。

第2 関係機関、団体等との連携による総合対策の推進

1 暴走族対策を行うに当たつては、都道府県、市町村等の関係機関及び青少年育成団体等の関係団体に対し、暴走族の実態と問題点について十分説明し、所要の

対策が積極的に講じられるよう配意すること。

- 2 関係機関・団体等による総合対策の効果的な推進を図るため、必要によりこれらの機関、団体等で構成する「暴走族対策会議」等の機関を設置するよう努めること。
- 3 暴走族の実態について、あらゆる媒体を通じ積極的に広報活動を行い、暴走族追放の気運を盛り上げるなど、暴走族を根絶するための地域ぐるみの幅広い活動が推進されるよう努めること。
- 4 学校及び職場において、青少年に対する自動車等の健全な使用についての指導が行われるよう積極的に働きかけること。また、二輪車安全運転推進委員会等による安全運転訓練についても、適切な助言指導を行うこと。
- 5 暴走族のい集場所として利用されやすい施設等から暴走族を締め出すため、管理者による措置が講じられるようにするなど、暴走行為をさせないための環境づくりに努めること。
- 6 暴走行為を助長する自動車等の不法改造及び部品の販売を行わないための関係事業者等に対する指導の促進に努めること。